住民基本台帳事務における支援措置に係る注意事項

|  |
| --- |
| **証明書の交付について** |
|  | 支援措置の対象となる証明書については、原則申出者本人が本人確認書類を持参して来庁した場合のみ発行します。成りすまし防止のため、支援措置対象者からの交付請求についても、都度、申出時と同じ本人確認書類の提示を求め、写しをとらせていただきます。また、本人確認を厳格に行うため、証明書等の発行には時間がかかりますので、時間に余裕をもってお越しください。 |
|  | 同居家族であっても、あらかじめ申出者本人が、その方の本人確認書類を持参して申出していない場合は応じられません。同居家族による証明書申請を行う見込みがある場合は、あらかじめ申し出てください。 |
|  | 代理人や使者からの請求については、相手方（加害者）が委任状を偽造してくる可能性があるため、委任状があったとしても応じられません。 |
|  | 相手方または相手方から依頼を受けた人からの交付請求を不当な請求として原則拒否するものであり、申出者の方以外による交付請求を全て拒否するものではありません。正当な理由による交付請求である場合には、請求を拒否することはできません。正当な理由というのは、利害関係人や有資格者（弁護士等）からの職務上必要な請求等が該当します。 |
|  | 申出者本人以外から請求がされた場合は、支援措置対象者である旨を請求者に明かすことがあります。 |
|  | 郵送による証明書の交付請求はお受けしません。 |
|  | 住民票の広域交付制度及び戸籍謄本等の広域交付制度は利用できません。 |
| **マイナンバーカード関連について** |
|  | マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付申請は利用できません。国民健康保険の被保険者の方及び後期高齢者医療保険の被保険者の方は、マイナンバーカードを保険証として使用できません。社会保険の方は、保険者に必要な手続きについてご確認ください。自治体等間で行われた情報提供記録をマイナポータルで確認する際に一部表示されなくなります。 |
| **その他手続きについて** |
|  | 支援措置の期間は、１年間です。支援措置決定後、自宅へ決定通知書が送付されますので、支援期間等の内容確認のうえ保管してください。延長を希望する場合は、支援終了1か月前から申出ができます。延長の申出が無い場合は、期限の満了をもって支援を終了します。 |
|  | 支援期間中に、申出書の内容に変更が生じた場合は、変更申出が必要です。特に、結婚・離婚・子の出生・転籍・住所変更・電話番号の変更等があった場合は、必ずご連絡ください。 |
|  | 鴻巣市から他の市町村に転出し、引き続き支援を希望する場合には、新住所地で支援措置の申し出をする必要があります。 |
|  | 申出者本人以外から証明書の交付請求がされた際、また、関係部署や関係市町村からの確認のため、電話連絡をすることがあります。鴻巣市役所市民課からの電話連絡には、必ずご対応をお願いします。 |

**【問い合わせ窓口】**

鴻巣市役所　市民課　支援措置担当

電話　０４８－５４１－１３２１（内線２４３２・２４３３）